

令和6年度電話詐欺等消費者被害防止講座事業委託仕様書

山梨県が実施する令和6年度電話詐欺等消費者被害防止講座事業の委託事業者の選定に関し、契約の相手方に求める業務の仕様は次のとおりとする。

1 事業の概要

電話詐欺を始めとした県民の消費者被害の未然防止や、消費者被害にあわないための知識の普及、情報提供の充実を図るため、県内の消費者団体等による消費者被害防止講座の企画を募り、優良な提案のあった消費者団体等に当該講座の実施を委託することにより、消費者団体等が持つネットワークを活用しながら効果的な啓発活動の展開を図る。

2 事業実施期間

契約締結日から令和7年2月末日まで

3 委託事業の内容

事業者が実施する事業は、次のとおりとする。

(1) 「消費者被害防止講座」のテーマ

- ①電話詐欺等の被害の防止に関する講座
- ②悪質商法の手口やこれらへの対処方法等に関する講座
- ③複雑・多様化する金融商品の知識に関する講座
- ④食の安全・安心に関する講座
- ⑤成年年齢引き下げに対応した消費者教育に関する講座
- ⑥中高生への金融教育に関する講座
- ⑦その他消費者教育及び消費者啓発に関する講座

以上の①～⑦のテーマの中から、延べ4回程度を目安に実施すること。ただし、①については1回以上の開催を必須とする。

(2) 講師

各団体において選定すること。

※県政出張講座の活用や金融広報アドバイザーの活用も可能

(3) 実施地域

山梨県内

(4) 対象者

小学生、中学生、高校生、大学生、社会人、高齢者の中から幅広く選択すること。

(5) 実施回数

各団体において設定すること。

(6) 参加者

原則県内に居住する者

(7) 人数

多くの県民の参加が見込まれるよう工夫すること。

※開講する講座は対面に限定せず、オンラインでも受講できるようにするなどの工夫を行うこと。

(8) 実施体制

事業実施にあたって講師、参加者等の感染症予防対策を適切に行うこと。

4 委託金について

委託金額は、1団体200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 その他

- ・提出した事業実施計画及び本仕様書に従い実施するものとし、講師の手配、連絡調整、会場の確保、参加者の出欠管理、実施に必要な資料や道具の準備、その他実施に必要な調整を行うこと
- ・参加者からの参加費の徴収は行わないこと
- ・広く県民に周知し参加者を募集することとし、多くの県民へ情報発信すること
- ・事業実施期間は2月末までとし、事業実績報告書（様式2）、事業実施報告書（別紙1）を令和7年3月10日までに提出すること

6 実施に当たっての注意事項

(1) 個人情報の保護

業務上知り得た個人情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことがないように万全の注意を払うものとする。

(2) 委託料対象経費

講師謝金・旅費・使用料及び賃借料・需用費（印刷製本費、消耗品等）・役務費（通信運搬費等）等

(3) 本事業の遂行に当たっては、常に公平かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

(4) 本事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は県と協議の上、決定する。

(5) 仕様書に記載の無い事項について必要が生じた場合は、県と協議の上、決定する。